

＜ 離隔距離の記載例 ＞

消防同意審査において、京都市火災予防条例第3章で定める、火を使用する設備等の火災予防条例で定める離隔距離（図1参照）が適正に確保されているか確認します。

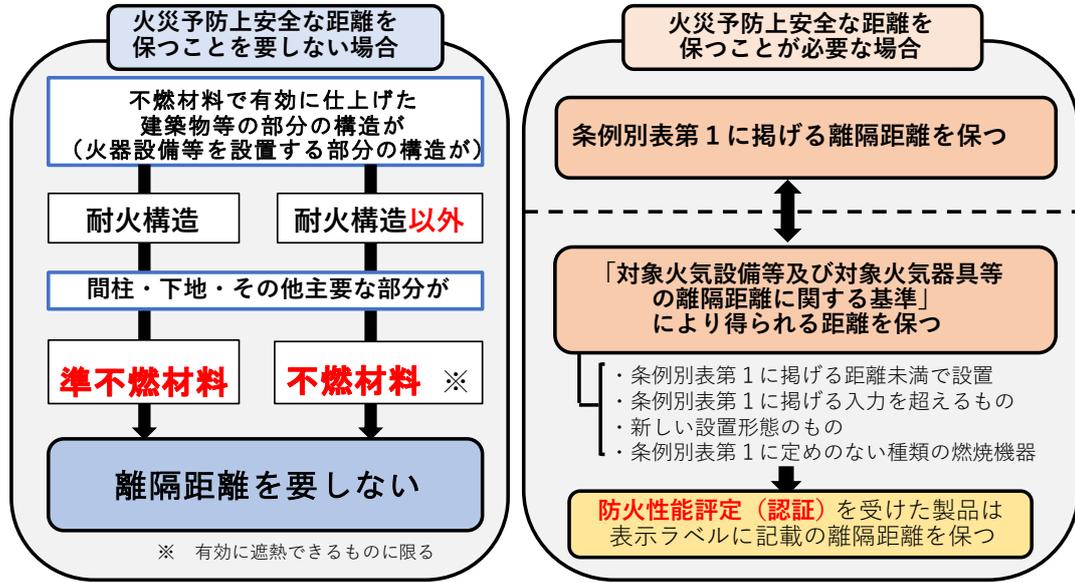


図1 離隔距離の考え方

以下の例を参考に、確認申請図書に離隔距離を表記してください。

ガスコンロ（入力が14kW以下）の場合の表記例

- 1 コンロを設置する壁を不燃材料で有効に仕上げとした場合
 - ・ 壁：PB t12（NM-00）の上 キッチンパネル貼り（NM-00）
 - ・ 上方の不燃フードとの間は80cm以上距離を取る。
- 2 コンロを設置する壁を不燃材料以外の材料による仕上げとした場合
 - ・ コンロと壁の間は15cm以上距離を取る。
 - ・ 上方の不燃フードとの間は80cm以上距離を取る。

ガスコンロ（入力が14kWを超える）の場合の表記例

ガス機器防火性能評価品のラベル（図2参照）に表示の距離をとる場合。

- ・ ガス機器防火性能評価品のラベルに表示された距離が判断できる資料の添付
- ・ 上方〇〇cm以上、側方〇〇cm以上離隔等ラベルに基づく離隔距離が確保されていると判断できる表記。

※ガス機器防火性能評価

ガス機器防火性能評価品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評価委員会			

ガス機器防火性能評価品				
可燃物からの離隔距離 (cm)				
本体	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
周囲	上方	側方	前方	後方
	以上	以上	以上	以上
ガス機器防火性能評価委員会				

図2 表示ラベルの例

お問い合わせ
 京都市消防局 予防部指導課
 TEL：075-212-6929